

令和元年度第3回浜松市中央卸売市場青果部・水産物部合同市場取引委員会
会議録

- 1 開催日時 令和2年2月26日(水) 10時00分～11時35分
- 2 開催場所 浜松市中央卸売市場管理棟3階中会議室
- 3 出席状況
青果部出席委員 (10人) 松井英司、鈴木周司、池田規、山下茂春、
伊藤嗣男、清水昌孝、山本寿範、村上百里、
坪井洋一郎、犬塚幹夫
欠席委員 (0人)

水産物部出席委員 (9人) 川村雅美、荒熊豊、宮地一郎、栗原義隆、
櫻井秀己、鈴木行弘、春日大史、鈴木伸一、秋元隆
欠席委員 (1人) 長谷川晴久

事務局 (7人) 市場長：名倉勝、市場長補佐：中村直行、
業務グループ長：高柳光男、業務グループ：古橋育三
- 4 傍聴者 (0人)
- 5 審議事項
(1) 浜松市中央卸売市場業務条例の改正について(令和元年12月19日公布)
(2) 浜松市中央卸売市場業務条例施行規則改正案及び中央卸売市場認定申請について
(3) その他
- 6 会議録作成者 高柳光男
- 7 記録の方法 発言者の要点記録(録音の有無：有)
- 8 会議記録

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 開会2 あいさつ：山下茂春委員長3 議事進行：青果部山下茂春委員長3 審議事項
(1) 浜松市中央卸売市場業務条例について(令和元年12月19日公布)
(2) 浜松市中央卸売市場業務条例施行規則改正案及び中央卸売市場認定申請について
(1)、(2)の一括説明：業務グループ長
○12月19日公布の中央卸売市場業務条例及び同条例施行規則改正案について説明。<ul style="list-style-type: none">・新条例第3条の取扱品目の市長が定めるその他の食料品について、現行どおり。・新条例第6条の卸売の業務の許可の新規規定。・新条例第14条(名称の変更等の届出)、第15条(事業譲渡し及び譲受け、合併及び分割)、第16条(許可の取り消し)、第18条のせり人の登録は、試験制及び更新制の廃止に変わり、卸売業者による推薦。・新条例第22条の仲卸しの業務の許可等については現行どおり。 |
|---|

- ・新条例第 32 条の売買参加者の承認は現行どおり、承認制及び 5 年更新制を維持。
 - ・新条例第 33 条の買出人の承認は現行どおり、承認制及び 5 年更新制を維持。
 - ・新条例第 35 条の関連事業者の許可は、現行どおり。
 - ・新条例第 43 条の売買取引の方法は、現行条例のせり物品、せり割合物品等の別表規定を廃止。せり売若しくは入札の方法又は相対取引とする。第 2 項は、災害時の対応等も含むとともに、第 3 項は、相対取引におけるせり人及び販売担当者の取引は、供給の状況、公正な価格形成に配慮することを新規規定。
 - ・新条例第 44 条の卸売業者の業務の規制（兼業業務）は、新条例施行後も事業の継続の場合は、新規申請による承認が必要。
 - ・新条例第 46 条の第三者販売の規定は、月毎の取引実績報告。
 - ・新条例第 47 条の商物分離の規定は、市場外指定保管場所の新規、変更及び廃止届出並びに、月毎の取引実績報告。
 - ・新条例第 48 条の卸売業者の自社買受けの規定は、月毎の取引実績報告。
 - ・新条例第 49 条の卸売の記録の提出は、現行条例上の販売原票等報告で変更なし。
 - ・新条例第 50 条の仲卸業者の業務の規制は、仲卸業者が市場内において出荷者からの販売の委託の引受けができないこと並びに、直荷引きの規定について、月毎の取引実績報告を規定。
 - ・新条例第 51 条の仲卸業者の兼業業務は、卸売業者同様に新条例施行後も事業を継続する場合は、新規申請による承認が必要。
 - ・新条例第 54 条、第 55 条及び第 56 条の公表等については、新卸売市場法施行規則第 5 条及び第 8 条の規定による新規規定。
 - ・新条例第 58 条の支払期日、支払方法その他の決済の方法は、現行の市場代金決済機関の期日に基づいて規定。
 - ・新条例第 69 条の指導及び助言は、市長の取引参加者に対する条例及び規則の遵守のための必要な指導及び助言ができる旨の新規規定。
 - ・新条例第 70 条の報告及び検査は、これまで卸売業者に行ってきた国の立入検査等は、市が今後、仲卸業者及び関連事業者を含め実施。
 - ・新条例第 71 条の改善措置命令は、現行のとおり。また、財務基準にあつては、流動比率 100%以上、自己資本比率 10%以上及び三期連続の経常損失について、仲卸業者と同様に、卸売業者に対し条例で新規規定。
 - ・新条例第 72 条の監督処分は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者、買出人、関連事業者及びその他市場使用許可者に対し、条例及び規則に違反した場合の許可又は承認の取り消し等について現行どおり規定。なお、過料については、5 万円に改正。
 - ・新条例第 73 条の市場開設運営協議会は、現行どおり維持。なお、市場取引委員会 は、廃止。取引参加者間での別組織として、市場関係者内で組織することを依頼。
- 【新条例の附則】**
- ・現行卸売市場法における卸売業者の許可、届出等及び処分は、新浜松市中央卸売市場業務条例において引き継ぎ、許可、届出等及び処分したものとみなす。
 - ・現行浜松市中央卸売市場業務条例における仲卸業者、関連事業者に係る許可、届

出等及び処分並びに売買参加者及び買出人の承認、届出等及び処分は、新浜松市中央卸売市場業務条例において引き継ぐ。

- ・せり人の有効期限については、新条例において有効期間がないものとみなす。
- ・開設運営協議会委員の任期については、新条例において引き継ぐ。
- ・売上高割に係る市場使用料は、卸売業者の1月の販売金額の1,000分の2.5、また、仲卸業者においては、直荷引きによる1月の販売金額の1,000分の2.5。

【新浜松市中央卸売市場業務条例施行規則改正案について】

- ・新規則案（以下「案」という。）第2条の卸売の業務の許可の申請、名称の変更等の届出（案第5条）。
- ・案第24条の第三者販売の報告、案第25条の市場外指定保管場所の届出及び商物分離取引の報告、案第26条の卸売業者の自社買受けの報告。
- ・案第28条の仲卸業者の直荷引きの実績報告。
- ・案第30条の卸売業者の売買取引の条件の公表等。

【中央卸売市場の認定申請について】

- ・卸売市場の取扱品目、数量、金額の実績と見込みにおいて、当該卸売業者の事業報告書実績により記載するとともに、その供給圏域については、現行の大井川以西愛知県境までの約140万人を考えている。
- ・市場の運営における必要な資金の確保として収入及び支出に関する事項の作成。
- ・卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び買出人その他の関係事業者に関する事項の作成。
- ・年1回の運営状況報告書の提出について、卸売業者の取引状況や、仲卸業者の貸借対照表及び損益計算書の提出並びに、仲卸業者の直荷引きの状況等についても今後、報告義務がある。

質疑・意見

【青果部及び水産物部取引委員】

水産物部委員長：仲卸業者の直荷引きに対する売上高割市場使用料の算定基礎は、販売金額ということではないか。

業務グループ長：卸売業者と同様に、販売実績です。

青果部委員長：新条例第50条第1項の仲卸業者の業務の規制の「仲卸業者は市場内において出荷者等から販売の委託の引受けをしてはならない。」の条文は、直荷引きとのすみわけを市はどのように考えているのか。

業務グループ長：販売の委託の引受けについては、出荷者、生産者が物品を委託し、せり売、相対取引による卸売を経て、委託手数料による売上高とするものであり、直荷引きは、委託ではなく買付販売のみで行われるものです。仲卸業者は、卸売場を持っていませんから、物品の委託を引受けて卸売をする場はありません。

- ・新条例及び同条例施行規則改正案について了承された。

(3) その他

業務グループ長：今回の卸売市場法の改正に伴う浜松市中央卸売市場業務条例及び同条例施行規則並びに要綱等の改正は、規制緩和による取引の拡大を考えているものの、取引参加者のそれぞれの責務、役目は、改正卸売市場法第 2 条の定義にあるように、卸売業者の定義は集荷であり、仲卸業者は、卸売業者から目利き機能によって買い受けた物品の分荷、市場内の店舗において販売するとある。取引は緩和されるが、定義をしっかりと踏まえた上で、規制緩和による取引を行っていただきたい。

また、取引参加者において、売買取引等に関する話し合いをする場として、市場協力会等に、仮称市場取引委員会などを設置いただけるよう理事会に提案していきたいと考えている。

質疑・意見

・特になし

4 閉会

9 会議録署名人 なし